

四半期報告書

(第30期第3四半期)

自 平成24年1月1日

至 平成24年3月31日

ウェルネット株式会社

東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階

目 次

	頁
表 紙	
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13
2 その他	19
第二部 提出会社の保証会社等の情報	20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月14日
【四半期会計期間】	第30期第3四半期（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	ウェルネット株式会社
【英訳名】	WELNET CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮澤 一洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
【電話番号】	03（3580）0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪飼 俊哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
【電話番号】	03（3580）0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪飼 俊哉
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第3四半期 累計期間	第30期 第3四半期 連結累計期間	第29期
会計期間	自平成22年 7月1日 至平成23年 3月31日	自平成23年 7月1日 至平成24年 3月31日	自平成22年 7月1日 至平成23年 6月30日
売上高（千円）	4,306,083	6,012,297	5,828,554
経常利益（千円）	677,504	988,021	849,197
四半期（当期）純利益（千円）	269,124	1,237,812	365,513
四半期包括利益（千円）	—	1,267,097	—
純資産額（千円）	6,842,207	9,216,968	6,938,597
総資産額（千円）	15,081,979	21,339,457	15,910,219
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	2,681.88	12,335.08	3,642.42
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	2,626.35	12,054.47	3,567.13
自己資本比率（％）	45.4	37.8	43.6

回次	第29期 第3四半期 会計期間	第30期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成24年 1月1日 至平成24年 3月31日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	911.46	2,595.48

- (注) 1. 当社は第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に代えて、前第3四半期累計期間及び前事業年度の経営指標を記載しています。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、株式会社ナノ・メディアを連結子会社化しました。この結果、当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成されることとなりました。

当社は従来、単一セグメントでありましたが、第1四半期連結会計期間より、当社が提供する決済・認証を中心としたサービス群を「決済・認証事業」、株式会社ナノ・メディアが提供するモバイルコンテンツを中心としたサービス群を「コンテンツ事業」としてセグメント区分しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、株式会社ナノ・メディアの連結子会社化により新たに発生した事業等のリスクは次のとおりであります。

(1) 特定キャリアへの依存について

当社グループのコンテンツ事業は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのiモード、KDDI株式会社のEZwebおよびソフトバンクモバイル株式会社のYahoo!ケータイを通じて、エンドユーザーにコンテンツサービスを提供しております。当社グループのコンテンツ事業は各キャリアとの契約に基づき、各キャリアの情報料回収代行サービス等を利用して、エンドユーザーから情報料を回収しております。

なお、情報料全体の中で、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ向けの占める比率が高くなっております。今後、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモおよび他キャリアの経営方針の変更、事業環境の動向によっては、当社グループのコンテンツ事業の業績に影響を受ける可能性があります。

(2) 市場動向について

当社グループのコンテンツ事業の主要な事業領域であるモバイルコンテンツ市場は、これまで携帯電話の契約数（インターネット接続契約含む）の伸びとともに急速に拡大してまいりました。しかしながら、携帯電話契約数全体の成長の鈍化傾向に伴うモバイルコンテンツ市場の成長率鈍化傾向や、スマートフォンのシェア拡大によるモバイルコンテンツ利用傾向の変化、SIMロック解除での端末メーカーとキャリアの関係変化などに伴う各キャリアの経営方針の変更、経済情勢や事業環境の動向により、当社グループのコンテンツ事業の業績に影響を受ける可能性があります。

(3) 当社グループのコンテンツ事業の会員数の推移について

当社グループのコンテンツ事業は積極的なコンテンツの充実と、新規コンテンツの開発、早期のスマートフォン対応により、各サイトの会員数の増加を目指し、有効な販売促進活動を行ってゆく所存です。しかし、当社グループのコンテンツ事業が魅力的かつ有益なサービスを適宜提供できない場合、会員数の減少から情報料収入が減少し業績に影響を受ける可能性があります。

(4) 各キャリアとの契約について

当社グループのコンテンツ事業は、各キャリアとの間でコンテンツ供給に関する契約および情報料回収代行サービスに関する契約または債権譲渡契約を締結しております。各々の契約には、当社グループのコンテンツ事業の財政状況等の悪化によりサービスの提供が困難になった場合や、当社グループのコンテンツ事業のコンテンツの内容に関して各キャリアにユーザーから苦情が多発したなどの事由が発生した場合は、各キャリアが契約を解除できる条項があります。当社グループのコンテンツ事業は、今まで契約解除に該当する事由が発生したことはありませんが、当社グループのコンテンツ事業に契約解除に該当する事由が発生した場合には、キャリアとの契約が解除となり、業績に影響を受ける可能性があります。

(5) コンテンツ権利保有者との契約について

当社グループのコンテンツ事業は、外部のコンテンツ権利保有者からコンテンツ供給を受けているサイトを有しておりますが、今後、権利保有者からコンテンツ供給を受けられない場合、また、コンテンツ調達コストが上昇した場合、当該サイトを運営できなくなり、業績に影響を受ける可能性があります。

(6) 競合について

当社グループのコンテンツ事業は、複数の有料コンテンツを有しておりますが、有料コンテンツを提供する競合他社は多数存在する状況です。当社グループのコンテンツ事業は積極的に既存有料コンテンツの内容の充実、さらには新規事業の開拓を行ってゆく所存であります。当社グループのコンテンツ事業が魅力的かつ有益なサービスを適宜提供できない場合、競合他社との競争激化による情報料単価の引き下げ、会員数の減少などにより業績に影響を受ける可能性があります。

また、当社グループのコンテンツ事業は、キャリア向けにアプリケーションの企画、開発などを積極的に行っておりますが、有力な競合他社が出てきた場合、当社グループのコンテンツ事業のアプリケーションが各キャリアに採用されないことにより、業績に影響を受ける可能性があります。

(7) アプリケーションの開発について

当社グループのコンテンツ事業は、キャリア、携帯電話メーカー向けにアプリケーションの企画、開発を積極的に行っております。しかし、開発が計画どおりに進まない場合、開発コストの上昇により採算性が悪化し、業績に影響を受ける可能性があります。

当社グループのコンテンツ事業は、KDDI株式会社が販売している一部の携帯電話にアプリケーションをプリインストール提供しておりますが、今後、プリインストールが予定されている携帯電話の販売時期の延期等が生じた場合、業績に影響を受ける可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

（注）前事業年度は連結子会社がなく、連結損益計算書を作成しておりませんので、連結数値についての前年同四半期比較は行っておりません。

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による停滞から緩やかに持ち直す傾向が見られたものの、欧州政府債務危機や原油高の影響、これらを背景とした海外景気の下振れ懸念もあり、引き続き先行き不透明な状況で推移しました。

このような情勢のもと当社は中期経営計画2年目にあたり、中期経営計画に掲げた目標を実現すべく、諸施策を着実に実行してまいりました。平成23年7月に㈱ナノ・メディアを連結子会社化し、新たなグループ体制のもと、シナジー効果極大化に向けたシナリオ構築を行っております。

各セグメント別の概況は以下のとおりとなっております。

決済・認証事業におきましては、従来、「オンラインビジネスサービス」に含まれておりました「ネットDE受取サービス」を第1四半期連結会計期間より、「マルチペイメントサービス」に区分を変更しました。また、オンラインビジネスサービスのうちPIN販売等について、より実態に近い数値表現にすることを目的として、売上原価の一部を売上高と相殺表示する会計処理の変更を行いました。以下に記載する前年同期比増減率は前年同期の数値にこれらの変更を加味した数値からの増減率を記載しております。

①マルチペイメントサービスにおきましては、EC市場の拡大により既存契約事業者との取扱量が好調に推移したほか、新規取引先としてピーチアビエーション、ジェットスター航空などLCC（格安航空会社）にマルチペイメントサービスの提供を開始するなど、新規開拓に積極的に取り組みました。また、コンビニ店頭のKIOSK端末から都市間高速バスチケットの予約、購入、発券を直接行うことができるサービス「バスコン」をサークルKサンクスに続きローソンでも提供を開始し、サービス拡大による顧客利便性向上と更なる決済件数増加に取り組んでおります。

事業者からコンシューマーへの送金方法である「ネットDE受取サービス」においても、積極的な営業を展開しております。以上の結果、マルチペイメントサービスの売上高は4,052百万円（前年同期比15.9%増）、売上総利益は1,284百万円（前年同期比16.8%増）となりました。

②オンラインビジネスサービスにおきましては、PINオンライン販売サービスにおいて、SNSオンラインゲーム用電子マネー向けの取扱件数が順調に推移しました。以上の結果、オンラインビジネスサービスの売上高は413百万円（前年同期比31.9%増）、売上総利益は322百万円（前年同期比32.2%増）となりました。

③新規事業の柱として注力している電子認証サービスにおきましては、黒字化に向けたコスト低減と電子チケット普及拡大に向けた営業、広告宣伝活動に取り組みました。既存契約先との継続利用のほか、大型レジャー施設ハウステンボス、富士急ハイランドに導入されるなど利用分野の拡大に取り組んでおります。以上の結果、電子認証サービスの売上高は211百万円（前年同期比54.1%増）、売上総利益は36百万円（前年同期は△34百万円）となりました。

以上の結果、決済・認証事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は4,677百万円（前年同期比18.5%増）、営業

利益は956百万円（前年同期比51.9%増）となりました。

コンテンツ事業におきましては、従来の携帯電話からスマートフォンへの急速な市場シフトへの対応が最重要課題であると認識し、スマートフォン対応に注力するとともに、管理部門の強化など体制変革に取り組みました。

以上の結果、コンテンツ事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は1,335百万円、営業損失は60百万円となりました。

これらの結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高6,012百万円、営業利益896百万円となりました。また、当社保有債券の評価益計上により、経常利益は988百万円となりました。特別損失には、(株)ナノ・メディアにおいて、第1四半期連結会計期間に人員合理化に伴う特別退職一時金48百万円と第2四半期連結会計期間に減損損失44百万円を計上した一方、特別利益には、(株)ナノ・メディアを連結子会社化するにあたり、第1四半期連結会計期間に負ののれん発生益727百万円を計上したことにより、四半期純利益は1,237百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(注) 前事業年度は連結子会社がなく、連結貸借対照表を作成しておりませんので、連結数値についての前事業年度末比較は行っておりません。

当第3四半期連結会計期間末における総資産は21,339百万円となりました。流動資産は19,208百万円であり、主な内訳は現金及び預金12,444百万円、有価証券3,809百万円であります。固定資産は2,130百万円であり、主な内訳は有形固定資産527百万円、無形固定資産507百万円、投資その他の資産1,094百万円であります。

一方、負債合計は12,122百万円であります。主な内訳は収納代行預り金7,141百万円、営業未払金3,554百万円であります。純資産合計は9,216百万円となりました。主な内訳は株主資本8,015百万円、少数株主持分1,134百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現在の当社には、(a)当社の中核事業である収納代行業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、(b)当社が保有する完全子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を売却処分し、多額の現金を保有する特殊な事情が存在いたします。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

② 前記①の基本方針に係る取り組みの具体的内容

i. 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成8年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあつたら便利なくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行事業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。そして、平成21年度には、当社の中核事業の収納代行事業に必要とされる強靱な財務体質の確保等の観点から、時価総額において大幅に逆転していた元親会社である株式会社一高たかはしを株式交換により完全子会社化したことに伴い、当社のさらなる成長と発展のための基盤をより強固なものとしたしました。

そして、現在の当社は、(a)多数の事業者様からの信頼を得て、そのお客様から多額の収納金を預かるとともに、(b)お取引いただく収納代行機関様も増え、また、社内関係においては、(c)株式交換により株式会社一高たかはしの株主様に当社の株主様になっていただくなど株主様の数も増え、(d)事業の拡大にあわせて社員の数も増えました。そこで、当社は、IT関係の新興企業から、このような多種多様なステークホルダーの皆様へ、よりご満足いただける企業に生まれ変わるべく、原価構成分析システムの構築を通じて事業内容の可視化を進め、新規事業取組プロセスの透明化を図り、それらを支援するための人事評価システムを更新しております。

また、当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、平成21年度以降、実質的創業メンバーに加え、業務執行体制強化のために取締役数を増員し、さらに独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、時には実際に経営者提案の議案に反対するなど、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果たしております。

ii. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。本プランは、株主の皆様のご意思に従い、株主総会または取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付等（注1）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様が取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間または株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

（注1）対象となる買付等とは、以下の①または②に掲げる者をいいます。

①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 前記②ii. の取り組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

本プランは、当社取締役会の決議により導入しておりますが、平成22年9月25日開催の第28回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き、有効期間を当該定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち、当該のものに関する定時株主総会の時までとしております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的判断を排するために、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとなっております。また、株主及び投資家の皆様ごに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保しており株主共同の利益確保に必要なかつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。当社は、以上の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間においては、データセンターのコスト削減とベストパフォーマンスの実現を目指した仮想化技術の導入に取り組んだほか、コンシューマーを意識した新たなサービスモデルの検討に取り組みました。当第3四半期連結累計期間における研究開発費は8,568千円となりました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	273,120
計	273,120

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年5月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	115,019	115,019	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制 度は採用してお りません。
計	115,019	115,019	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日	—	115,019	—	667,782	—	3,509,216

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 14,670	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 100,349	100,349	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	115,019	—	—
総株主の議決権	—	100,349	—

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
ウェルネット 株式会社	東京都千代田区内幸町 1丁目1番7号 NBF日比谷ビル26階	14,670	—	14,670	12.75
計	—	14,670	—	14,670	12.75

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当社は第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の連結貸借対照表、前第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書は、記載していません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年7月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第29期事業年度

創研合同監査法人

第30期第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間

有限責任監査法人 トーマツ

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
 (平成24年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	12,444,030
売掛金	869,384
営業未収入金	1,970,943
有価証券	3,809,198
商品	6,482
仕掛品	3,101
貯蔵品	2,069
その他	106,007
貸倒引当金	△2,545
流動資産合計	19,208,673
固定資産	
有形固定資産	527,950
無形固定資産	507,856
投資その他の資産	1,094,978
固定資産合計	2,130,784
資産合計	21,339,457
負債の部	
流動負債	
買掛金	605,295
営業未払金	3,554,296
収納代行預り金	※1 7,141,266
1年内返済予定の長期借入金	20,000
未払法人税等	293,242
賞与引当金	19,687
その他	199,474
流動負債合計	11,833,263
固定負債	
長期借入金	35,000
役員退職慰労引当金	213,507
資産除去債務	16,847
その他	23,871
固定負債合計	289,226
負債合計	12,122,489

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成24年3月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	667,782
資本剰余金	3,509,216
利益剰余金	5,102,017
自己株式	△1,263,165
株主資本合計	8,015,851
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	53,617
その他の包括利益累計額合計	53,617
新株予約権	13,017
少数株主持分	1,134,480
純資産合計	9,216,968
負債純資産合計	21,339,457

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	6,012,297
売上原価	3,796,422
売上総利益	2,215,874
販売費及び一般管理費	1,319,767
営業利益	896,107
営業外収益	
受取利息	11,015
複合金融商品評価益	69,000
その他	12,602
営業外収益合計	92,618
営業外費用	
支払利息	697
その他	6
営業外費用合計	703
経常利益	988,021
特別利益	
固定資産売却益	733
負ののれん発生益	727,683
特別利益合計	728,417
特別損失	
減損損失	※1 45,767
特別退職金	48,406
その他	337
特別損失合計	94,510
税金等調整前四半期純利益	1,621,928
法人税、住民税及び事業税	407,618
法人税等調整額	37,068
法人税等合計	444,686
少数株主損益調整前四半期純利益	1,177,241
少数株主損失(△)	△60,571
四半期純利益	1,237,812

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,177,241
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	89,855
その他の包括利益合計	89,855
四半期包括利益	1,267,097
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,291,430
少数株主に係る四半期包括利益	△24,333

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)
第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得したことにより株式会社ナノ・メディアを連結の範囲に含めていません。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)
従来、オンラインビジネスサービスのうち収納代行契約に基づくPINオンライン販売サービスならびに各種申込サービスについては、受託手数料を売上高に計上し、収納代行手数料を売上原価に計上していましたが、当該オンラインビジネスサービスの取引が拡大傾向にあること、及び最近の会計実務慣行等を総合的に勘案し、経営成績をより明瞭に表示するため、第1四半期連結会計期間より、受託手数料から収納代行手数料を差し引き、収益のみを売上高に計上する純額表示に会計処理を変更しています。これにより当第3四半期連結累計期間は従来の方法と比較し、売上高及び売上原価が、それぞれ438,913千円減少していますが、売上総利益以下の各段階利益に与える影響はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当社は、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しています。四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な項目は以下のとおりです。

項 目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1)連結子会社の数及び名称 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社 ナノ・メディア (2)非連結子会社の名称 該当事項はありません。
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。
3 連結子会社の決算日に関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しています。 なお、従来、決算日が3月31日であった株式会社ナノ・メディアは親会社決算日と連結子会社の決算日を統一して連結財務諸表をより適正化するため、第1四半期連結会計期間より、決算日を6月30日に変更しています。この変更により、平成23年4月1日から平成24年6月30日までの15ヶ月決算となっています。
4 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法	①有価証券 (1)満期保有目的の債券 償却原価法(利息法) (2)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) なお、組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当四半期連結累計期間の損益に計上しています。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しています。

項 目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)
	②たな卸資産 (1)商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） (2)仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） (3)貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及びその他のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法） なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 3年～39年 工具、器具及び備品 2年～15年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2年～5年）に基づいています。
(3)重要な引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。 (2)賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しています。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給相当額を計上しています。
(4)収益及び費用の計上基準	工事契約に関する会計基準 (1)当四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約 工事進行基準 （受注制作の進捗率の見積りは原価比例法） (2)その他の受注契約 検収基準
(5)その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっています。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)
(表示方法の変更) 決済・認証事業におけるオンラインビジネスサービスのP I Nオンライン販売サービスのうち、売買契約に基づく取扱高に係る債権債務を、従来「売掛金」と「買掛金」に含めて表示していましたが、実態をより明瞭に表示するため、第1四半期連結会計期間よりそれぞれ「営業未収入金」と「営業未払金」に計上する方法に変更しております。
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され平成24年4月1日以後に開始される連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.38%から平成24年7月1日に開始する連結会計年度から平成26年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.71%に、平成27年7月1日に開始される連結会計年度以後に解消が見込まれる一時差異については35.33%となります。この税率変更により繰延税金資産の純額が16,077千円減少し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等調整額の金額は16,077千円増加しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
※1. 収納代行預り金 収納代行預り金は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が預金に含まれています。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年7月1日
至 平成24年3月31日)

※1. 減損損失

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都港区 (子会社)	事業用資産	建物
		工具、器具 及び備品
		ソフトウェア

(1) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産の収益性が低下したこと等に伴い当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

(2) 減損損失の内訳

建物	17,253千円
工具、器具及び備品	13,036千円
ソフトウェア	13,798千円

(3) グルーピングの方法

管理会計上の区分に基づきグルーピングしています。

(4) 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)
減価償却費	201,846千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成24年3月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年9月23日 定時株主総会	普通株式	160,558	1,600	平成23年6月30日	平成23年9月26日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	決済・認証事業	コンテンツ事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	4,676,922	1,335,374	6,012,297	6,012,297
セグメント間の内部 売上高又は振替高	516	30	546	546
計	4,677,438	1,335,405	6,012,843	6,012,843
セグメント利益又は 損失(△)	956,731	△60,624	896,107	896,107

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「コンテンツ事業」セグメント(子会社)において事業用資産の収益性が低下したこと等に伴ない、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、当該減損損失の計上額は44,088千円です。

(重要な負ののれん発生益)

「コンテンツ事業」セグメントにおいて、株式会社ナノ・メディアの株式の取得により、負ののれんの発生益が生じています。当該事象における負ののれん発生益の計上額は727,683千円です。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	12,335円8銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	1,237,812
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,237,812
普通株式の期中平均株式数(株)	100,349
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	12,054円47銭
(算定上の基礎)	
普通株式増加数(株)	2,336
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月11日

ウェルネット株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウェルネット株式会社の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年7月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ウェルネット株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。